## 会費等徵収規程

社団法人都市住宅学会

社団法人都市住宅学会(以下「本会」という)の会費等の徴収に関しては、本規程による ものとする。

#### (会費の納付方法)

- 第1条 会費は、毎年年度始めに前納するものとする。
  - 2 継続会員で会費支払方法を振り込みと希望する者は、3月末日までに決められた 会費の全額を納付するものとする。
  - 3 継続会員で会費支払方法を口座引落と希望する者は、5月下旬(金融機関の都合により変更となる場合がある)に本人指定の口座より会費を引き落とすこととする。 ただし、会員の事情により口座引落が出来なかった場合は、速やかに決められた 会費の全額を振込手数料を会員負担にて納付するものとする。
  - 4 年度途中で資格を変更した会員は、前納した会費との差額を支払うものとする。
  - 5 年度途中で入会する者は、当該年度の会費の全額を速やかに納付するものとする。

### (会費等の額)

- 第2条 会費等の額は、会員の資格に応じて、次のとおりとする。
  - 1. 入会金
    - ◆ 正会員・準会員 … 1,000円
    - ◆ 賛助会員 … なし (据え置き)
  - 2. 年会費
    - ◆ 正 会 員(社会人) ··· 13,000 円 ただし、口座引落により会費を納める会員は、10,000 円(据え置き)
    - ◆ 正 会 員 (大学院生) … 7,000円 ただし、口座引落により会費を納める会員は、5,000円 (据え置き)
    - ◆ 準会員 … 会費振込会員は、7,000 円 ただし、口座引落により会費を納める会員は、5,000 円 (据え置き)
    - ◆ 賛助会員 … 20,000 円 (据え置き)
- 第3条 定款8条により、既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

#### (会費等の免除)

第4条 定款8条により、名誉会員は入会金及び会費を納めることを要しない。

# (会費の支払)

- 第5条 会員は、定められた期日までに年会費を納付しなかった場合、会員としての権利 やサービスを停止されることがある。
- 第6条 定款第11条により、会員が退会しようとするときは、理由を付して文書により 退会届を会長に提出しなければならない。退会届が3月末日までに事務局に提出 されなかった場合、次年度の会費支払義務が発生するものとする。

以上